

住民記録システム標準仕様書【第6.1版】等 正誤表

No.	資料名	該当箇所	機能ID	訂正箇所		備考	更新日
				正	誤		
1	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】	第4章 様式・帳票要件 20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	-	【考え方・理由】 〈前略〉 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月 11 日総行住第 86号)問 15 において、旧氏記者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならない。氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としているのとおり、記載事項証明書においても 氏名及び氏名の振り仮名並びに旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある 。通称についても令第 30 条の 16 により同様の取扱いとなっていることに留意すること。 〈後略〉	【考え方・理由】 〈前略〉 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月 11 日総行住第 86号)問 15 において、旧氏記者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならない。氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としているのとおり、記載事項証明書においても 氏名と旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある 。通称についても令第 30 条の 16 により同様の取扱いとなっていることに留意すること。 〈後略〉	令和7年3月25日付け総行住第47号通知に合わせて修正	
2	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】	第6章 非機能要件	-	〈前略〉 このことを受けて、令和2年9月に旧内閣官房IT室が(1)「非機能要求グレード(地方公共団体版)」「平成26年3月・J-LIS作成)において(2)「グループ②」として示された要求グレードのうち、(3)クラウド調達時の扱いが「○:クラウド対象と成り得る項目」とされている項目の「選択レベル」を基準として、(4)最新の状況等に鑑み修正をしたものとして示している。 また、 デジタル庁及び総務省は「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」を策定・公表している。 本仕様書における非機能要件については、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に従うものとするが、各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件を定める場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準仕様書を策定する過程において、他のシステムに影響が出ないように、標準の非機能要件のレベルと調整を行う必要がある。	〈前略〉 このことを受けて、令和2年9月に旧内閣官房IT室が(1)「非機能要求グレード+F5D(地方公共団体版)」「平成26年3月・J-LIS作成)において(2)「グループ②」として示された要求グレードのうち、(3)クラウド調達時の扱いが「○:クラウド対象と成り得る項目」とされている項目の「選択レベル」を基準として、(4)最新の状況等に鑑み修正をしたものとして示している。 また、 令和4年(2022年)8月にデジタル庁及び総務省はガバナンスクラウド先行事業での検証等を踏まえて、標準非機能要件を拡充し、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】」を策定・公表している。 本仕様書における非機能要件については、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】」に従うものとするが、各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件を定める場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準仕様書を策定する過程において、他のシステムに影響が出ないように、標準の非機能要件のレベルと調整を行う必要がある。	「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」の改版に合わせて修正	
3	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】 別紙 機能・帳票要件一覧	シート「機能帳票要件一覧」	0010471	【要件の考え方・理由】 〈前略〉 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月11日総行住第86号)問 15において、旧氏記者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならない。氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としているのとおり、記載事項証明書においても 氏名及び氏名の振り仮名並びに旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある 。通称についても令第 30 条の 16 により同様の取扱いとなっていることに留意すること。	【要件の考え方・理由】 〈前略〉 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月11日総行住第86号)問 15において、旧氏記者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならない。氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としているのとおり、記載事項証明書においても 氏名と旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある 。通称についても令第 30 条の 16 により同様の取扱いとなっていることに留意すること。	令和7年3月25日付け総行住第47号通知に合わせて修正	
4	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】 別紙 帳票レイアウト	0010006 通知の場合の転入届・転居予約の転居届レイアウト	-	〈4枚目の住民票コード欄削除〉	〈4枚目に住民票コード欄あり〉	誤記の訂正	
5	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】 別紙 帳票レイアウト	0010006 通知の場合の転入届・転居予約の転居届の考え方	-	〈4枚目の住民票コード欄削除〉	〈4枚目に住民票コード欄あり〉	誤記の訂正	

住民記録システム標準仕様書【第6.1版】等 正誤表

No.	資料名	該当箇所	機能ID	訂正箇所		備考	更新日
				正	誤		
6	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】別紙 帳票レイアウト	0010007.転出証明書の考え方	－	(以下全白)としている4人目の欄における項目内容にて、「***」表示削除)	(以下全白)としている4人目の欄における項目内容にて、「***」表示あり)	誤記の訂正	
7	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】別紙 帳票レイアウト	0010015.住民異動届受理通知の考え方	－	この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点からお送りしているものです。	この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から 異動前の住所 にお送りしているものです。	誤記の訂正	
8	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】別紙 帳票レイアウト	0010015.住民異動届受理通知のレイアウト(複葉)	－	この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点からお送りしているものです。	この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から 異動前の住所 にお送りしているものです。	誤記の訂正	
9	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】別紙 諸元表	0010004.住民票の除票の写しの諸元表	－	項番40事由の生じた年月日(桁数/行): 29	項番40事由の生じた年月日(桁数/行): 11	誤記の修正	
10	印鑑登録システム標準仕様書【第3.3版】戸籍附票システム標準仕様書【第3.1版】	第6章 非機能要件	－	(前略) このことを受けて、令和2年9月に旧内閣官房IT室が(1)「非機能要求グレード(地方公共団体版)」「平成26年3月・J-LIS作成)において(2)「グループ②」として示された要求グレードのうち、(3)クラウド調達時の扱いが「○:クラウド対象と成り得る項目」とされている項目の「選択レベル」を基準として、(4)最新の状況等に鑑み修正をしたものとして示している。 また、 デジタル庁及び総務省は「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」を策定・公表している。 本仕様書における非機能要件については、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に従うものとするが、各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件を定める場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準仕様書を策定する過程において、他のシステムに影響が出ないように、標準の非機能要件のレベルと調整を行う必要がある。	(前略) このことを受けて、令和2年9月に旧内閣官房IT室が(1)「非機能要求グレー+F5D(地方公共団体版)」「平成26年3月・J-LIS作成)において(2)「グループ②」として示された要求グレードのうち、(3)クラウド調達時の扱いが「○:クラウド対象と成り得る項目」とされている項目の「選択レベル」を基準として、(4)最新の状況等に鑑み修正をしたものとして示している。 また、 令和4年(2022年)8月にデジタル庁及び総務省はガバナメントクラウド先行事業での検証等を踏まえて、標準非機能要件を拡充し、「地方公共団体情報システム非機能要件標準【第1.1版】」を策定・公表している。 本仕様書における非機能要件については、「地方公共団体情報システム非機能要件標準【第1.1版】」に従うものとするが、各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件を定める場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準仕様書を策定する過程において、他のシステムに影響が出ないように、標準の非機能要件のレベルと調整を行う必要がある。	「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」の改版に合わせて修正	